

和泉市教育委員会
委員長 安井 征 雄 様

和泉市情報公開審査会
会長 前田 徹 生

情報の公開等の決定に対する不服申立てについて（答申）

平成13年2月15日付け諮問第1号で諮問のありました情報の公開等の決定に対する不服申立てについて、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

別表「審査会の判断」のとおりとする。

2 異議申立て及び不服審査の経緯

- (1) 異議申立人は、平成12年11月10日、別表「審査会の判断」の左欄に記載する8項目の情報について、和泉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して和泉市情報公開条例（以下「条例」という。）8条の規定に基づく情報公開請求を行った。
- (2) 教育委員会は、8項目の請求に対して、別表「審査会の判断」の中欄のとおり条例に基づく請求権の有無について「請求」・「申出」に区分した上で、同月24日付けで、公開決定、部分公開決定又は公文書不存在決定を行い、異議申立人は、平成13年1月22日付けで異議申立てを行った。
- (3) 当審査会は、同年2月15日付けで教育委員会から諮問を受け、本件の不服審査に当たってきた。教育委員会は同月19日付けで弁明書を提出し、これに対して異議申立人は同年3月6日付けで反論書を提出した。
当審査会は、同月27日に教育委員会の口頭弁明陳述及び異議申立人の口頭意見陳述を受け、同年4月5日に教育委員会に対する口頭質疑を行った。

3 異議申立人の主張の概略

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 異議申立ての趣旨
当該公文書不存在決定処分を取り消し、請求文書を公開すべきである。
- (2) 公文書不存在決定に関して
本件公開請求に対して公文書不存在決定がなされた情報は、市議会での一般質問に対して教育委員会が答弁を行った内容に関するものであり、市議会での一般質問についてはその質問内容を事前に議員から通告されていることから、答弁の根拠となる調査書、聞き取り内容に関する文書を管理していないことは信じ難い。
また、文書が作成されていないのが事実であれば、不存在の理由を明らかにすべきである。
児童の人権にかかわる事項及び保護者の名誉にかかわる事項の調査についての

情報公開請求に対して公文書不存在決定を受けたが、これらの事項について備忘メモ程度の記録で処理することは適切ではない。

(3) 請求項目 1 に関して

「平成 10 年から 小学校が取り組んでいる教育内容の開示」という請求に対して、公開された文書のほか、研修内容に関する情報、府又は市の指定に関する情報、補助金に関する情報も開示すべきである。

(4) 請求項目 2 に関して

「卒業アルバムに関して教育委員会職員が教員数名に聞き取りをした内容等」という請求に対して、聞き取りをした職員の備忘メモを閲覧したが、平成 11 年 6 月の議会以前に聞き取り調査を行ったかどうか疑問であり、備忘メモの内容は議会前の調査内容ではないと思われる。また、備忘メモの内容は求めた情報の内容とは異なる。

(5) 請求項目 3 に関して

保護者らが提出した署名に関して、教育委員会職員が何名かの保護者から聞き取りを行った件について、教育委員会から当該保護者へどのような説明がなされたのかを明らかにすべきであり、聞き取りをした保護者の氏名を公開すべきである。

(6) 請求項目 4 に関して

和泉市、堺市間の広域人事異動に関して堺市教育委員会で確認した結果、教育委員会は議会で真実と異なる答弁を行っており、この点についての責任を求める。

(7) 請求項目 5 に関して

「職員会議において教員が反省の弁を述べた部分の職員会議録」という請求に対して、公開された文書には当該反省の弁が記載されていないので、求めた情報と異なる。また、公開された文書はメモ書き程度の記録であり、職員会議の記録として不適切である。

(8) 請求項目 6 に関して

「教員の服務上問題があると思われる行為について、校長から聞き取りをした内容、及びそれが法に触れるのか調査した内容等」という請求に対して、弁護士との相談結果をまとめた備忘メモを閲覧したが、請求した情報は、職員の処分にかかわる重要な内容であると考えられ、メモ書きではなく公文書として記録されているべき内容である。

また、事実関係の調査をせずに弁護士に相談していると思われ、調査の意味がない。

(9) 請求項目 7 に関して

公開を受けた一覧表では、教員に対する指導の内容についての具体的な記載がなく、請求した内容から不足する。

また、教員の氏名は公務員の職務遂行義務の一部として公開すべきであり、納税者として知る権利があるため、部分公開は不当である。

公開を受けた一覧表において「行き過ぎた指導」と区分されているもののうち、実態は「体罰」であると考えられるものがあり、事実と異なる。また、異議申立人らが教育委員会へ調査、報告を依頼した体罰事件について一覧表に記載されていないことから、正当な調査がなされていないと思われ、地域社会の意見を無視している。

平成 10 年度の一覧表は不存在とされているが、不存在の理由を明らかにすべきである。

(10) 請求項目 8 に関して

教員の行き過ぎた指導についての校長から教育委員会への報告書について、教員の氏名等を非公開とする部分公開決定を受けたものであるが、教員の氏名は公務員の職務遂行義務の一部として公開すべきであり、納税者として知る権利があるので、部分公開決定は不当である。

部分公開された報告書の内容について、異議申立人らが同席していた場で実際に謝罪した教員ではなく、他の教員が謝罪をしたことが報告されており、事実と異なる報告書である。教員からの報告だけでなく、保護者、児童の声も聴いた上で修正すべきであり、事実を把握して再発防止に努める姿勢が見えない。

また、異議申立人らが教育委員会へ調査、報告を依頼した別の体罰事件について報告書が公開されていないことから、正当な調査がなされていないと思われ、地域社会の意見を無視している。

4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 文書の不存在に関して

職務の遂行上、聞き取り調査等を行った結果をすべて公文書として保管することは通常取り得る方法ではなく、調査結果を口頭で上司へ報告する場合がある。

本件公文書不存在決定を行った情報については、調査結果等を記載した公文書を作成していないものであり、不当な点はない。

また、聞き取り調査の結果は、取りまとめて議会答弁内容として公に示している。

教育委員会のこれまでの調査について、平成12年6月20日の時点においていくつかの部分で不十分な点があったことは認めたものであるが、調査を行っていなかった旨を認めたものではなく、調査を行っていなかったとする異議申立人の主張は事実と異なる。

(2) 情報公開申出に対する回答に関して

平成10年度以前に作成、取得した文書についての情報公開申出は、条例に基づく請求権が認められておらず、これに対する回答に対しては行政不服審査法に基づく不服申立てはできないと解されるので、異議申立人が主張する内容のうち平成10年度以前に作成、取得した公文書に対する部分については異議申立てが不合法であるから却下すべきである。

(3) 請求項目1に関して

異議申立人は、公開された文書のほか、新たな情報の公開を求めているが、公開請求時に教育委員会と異議申立人の間で情報を特定した際に「研究計画に関する文書でよい」旨を異議申立人に確認した上での決定であり、異議申立人が新たに公開を求めている内容は当初主張していなかったため、教育委員会による文書特定、公開決定について不当な点はない。

しかし、今後異議申立人の要望に応えるため、文書が存在するものは公開していく所存である。

(4) 請求項目2に関して

本件聞き取り調査については公文書による回答を求めたものではなく、聞き取り時に備忘メモをとったものの、当該メモは組織的に管理する必要を認めず、職員が個人的に所有していたものであるため公文書ではない。

また、学校内での問題に対しては通常校長からの報告書をもって公文書とするため、教育委員会が聞き取り調査をした内容を公文書として作成していないことについて不当な点はなく、公文書不存在決定は妥当である。

当該備忘メモは平成11年6月の議会前に作成されたものであり、備忘メモの内容は議会前の調査内容ではないとする異議申立人の主張は事実と異なる。

(5) 請求項目3に関して

本件聞き取り調査については公文書による回答を求めたものではなく、内容の性格からも聞き取り内容を文書に記録する必要を認めなかったため、文書を作成しておらず、公文書不存在決定は妥当である。

異議申立人が異議申立てにおいて求めている保護者の氏名の公開は、当初の公開請求では求めていなかったものであり、異議申立てとして求め得る内容ではない。

(6) 請求項目4に関して

人事異動上の個別の事情については、公文書による回答を求めるべきものではなく、また記録する必要がないと判断したものであり、公文書不存在決定は妥当である。

本件人事異動は、泉北地区人事協議会の場で協議されたものであり、当該協議会の会議録については、和泉市教育委員会が管理すべき文書ではない。

異議申立人は、本件人事異動について和泉市教育委員会と堺市教育委員会の見解が異なる旨を主張しているが、当該主張は公文書不存在決定に対する異議とは直接関連がなく、また、議会で真実と異なる答弁を行ったという主張については、そのような事実はないものである。

(7) 請求項目5に関して

職員会議録については、平成10年度に作成した公文書であり、条例上の請求権がなく、異議申立てが不適法であるから却下すべきである。

「反省の弁」についての記載がないという主張については、職員会議録全体の写しを異議申立人の閲覧に供した結果、クーラー設置に関して記載があるページの写しを交付するよう求められ、その他については写しが不要であるとされたものであり、教育委員会の対応に不当な点はない。

なお、職員会議録の記載内容については、今後どのような事項が記載されるべきかについて各校を指導していく所存である。

(8) 請求項目6に関して

職員の服務違反に関する校長からの聞き取り、及び弁護士事務所での調査については、公文書による回答を求めたものではなく、調査内容は下記ア及びイの理由により文書に記録する必要を認めなかったため文書を作成しておらず、公文書不存在決定は妥当である。

ア 教員の行為に服務上の問題があり、処分に該当すると判断した場合は、教育委員会から文書をもって大阪府教育委員会に報告するものであるが、本件はその必要がないとの結論に至ったことから、文書を作成する必要を認めなかった。

イ 教員の服務違反は第一に校長が判断し、教育委員会へ報告すべきものなので、教育委員会が文書を作成する必要を認めなかった。

なお、弁護士事務所での相談内容に関する備忘メモについては、組織的に管理する必要を認めず、職員が個人的に所有していたものであるため公文書ではない。

(9) 請求項目7に関して

公開した文書には教員に対する指導内容についての具体的な記載がなく、請求内容から不足しているとする主張に対して、公開した指導一覧は、その作成目的にかんがみ、指導の具体内容を記載する必要がないものである。

また、教員の氏名を非公開とした点については、指導等を受けた職員は、既に一定の制裁を受けており、これを更に公開することは当該職員のその後の職務遂行を

著しく困難にさせるおそれがあること、また、児童に悪い影響を与えることも懸念され、条例6条1項5号に該当し非公開とすることが妥当であると判断したものであるが、この判断は、当該情報を同項2号を根拠として非公開にできることを否定するものではない。

なお、指導一覧において「行き過ぎた指導」と区分されているものについて「体罰」とすべきであるとの主張、及び指導一覧に記載されていない体罰事象が他にも存在するとの主張は、本件決定に対する異議とは認められず、却下されるべきである。

(10) 請求項目8に関して

教員の氏名を公開すべきであるとする主張については、上記4(9)と同様に条例6条1項5号に該当し非公開とすることが妥当であると判断したものであり、同項2号を根拠として非公開にできることを否定するものではない点についても、上記4(9)と同様である。

また、公開した文書の記載内容が事実と異なる等の主張については、当該報告書は学校の責任者である校長が作成したものであり、第3者からその訂正を請求できるものではなく、また、本件決定に対する異議としても不適法であり、却下されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、本件における異議申立人と実施機関の各主張の対立点のうち、情報公開制度上の争点と認められる点について審理の結果、以下のように判断する。

(1) 請求項目1に関して

小学校における教育内容に関する情報の公開請求に対して、教育委員会は対象公文書を公開したものであるが、異議申立人は、公開を受けた内容に加えて、新たな請求をしており、当該情報についても公開すべきであると主張する。

これに対し教育委員会は、異議申立人が公開請求の際に求めた情報を公開しており、不当な点はないと主張するとともに、新たに請求された情報については、今後公開していくとの意向である。

本項目について異議が申し立てられた原因は、主に公開請求時の文書の特定作業において両者の間に見解の相違があったためであると考えられることから、当審査会は本件情報公開請求における文書特定の過程について検証を行った。その結果、情報公開請求書が担当窓口に提出された際に教育委員会の担当者が不在であり、請求者との十分な話し合いを行わなかったこと、また、文書の特定は後日教育委員会の担当者が請求者に電話をすることにより行ったということであった。

本件情報公開請求において請求者が書面で示した8項目の請求内容は、具体的な公文書の名称が記載されていないものも含まれ、教育委員会の担当者においても一読して対象公文書が特定できるものとは考えられないこと、また現実に異議申立人と教育委員会との間に見解の相違があったことから、当審査会は、本件における教育委員会の文書特定作業に不適切な部分があったといわざるを得ないと考える。

しかし、異議申立人の主張は新たな文書の公開請求であり、異議申立ての内容となるものではなく、当該文書では不足であるならば新たな公開請求をすれば足りるものであるから、当審査会としては本項目について当否を判断する必要がないと考えるものである。

(2) 請求項目2に関して

卒業アルバムに関して教育委員会職員が教員数名に聞き取りをした内容等につ

いての公開請求に対して、教育委員会は公文書不存在決定を行い、かつ、教員から聞き取った内容をまとめた職員の備忘メモを閲覧に供したものである。

異議申立人は、公文書が作成されていないとは信じ難く、不存在決定は不当であることを主張し、これに対し教育委員会は、本件聞き取りについては公文書を作成しておらず、また備忘メモはその管理状況から見て公文書ではないことから、不存在決定が妥当である旨主張している。

当審査会は、本件聞き取りに関する公文書が存在するかについて調査するため、本件聞き取りの状況、及び学校で問題が発生した場合の教育委員会の一般的な処理の過程、並びに文書が存在しないならば何を下に市議会での答弁を行ったか等について事情聴取を行った。その結果、本件聞き取りについては、聞き取り時に備忘メモをとったものの、教育委員会として聞き取り内容をまとめた文書を作成する必要を認めず、上司への報告は口頭で行ったこと、及び一般に学校での問題については学校長が教育委員会に対する報告書を提出し、教育委員会が学校長の報告書を待たずに文書を作成することは通常ないとのことであった。また、市議会における答弁については、職員の備忘メモの内容と当事者が記憶していた内容を取りまとめた行ったとのことであった。また、異議申立人の閲覧に供した備忘メモについては、職務上作成したものであるが、聞き取りを行った職員が自分の個人ノートにはさんで保管していたものであり、組織的な管理に属していないものであるとのことであった。

当審査会は、これら教育委員会からの事情聴取の結果、本件に関して文書が作成されたという確証を得ることができず、また、本件文書を作成しないことが違法であるとはいえず、教育委員会の通常の事務処理からみて異例であるとも言い難いことから、備忘メモ以外に文書が作成されなかったことを認定せざるを得ない。また、当該備忘メモについては、その管理の実態から見て組織的に用いる文書ではなく、条例2条の定義からみて「公文書」に当たらないと認められるため、当審査会は、本件請求に対する公文書が存在しないことを認定し、公文書不存在決定が妥当であると判断するものである。

(3) 請求項目3に関して

保護者らが提出した署名に関して、教育委員会職員が何名かの保護者から聞き取りをした内容等についての公開請求に対して、教育委員会は公文書不存在決定を行ったものである。

異議申立人は、公文書が作成されていないとは信じ難く、不存在決定は不当であることを主張し、これに対し教育委員会は、本件聞き取りについてはその内容を文書に記録する必要を認めず、文書を作成していないことから不存在決定が妥当である旨主張している。

当審査会は、本件聞き取りの状況について教育委員会から事情聴取を行い、本件文書が作成されたか調査を行ったものである。その結果、当該聞き取りの実態及び聞き取った内容にかんがみて、聞き取り内容をまとめた文書が作成されたという確証を得ることができなかつたこと、及び本件文書が作成されていないことが違法であるとはいえず、教育委員会の通常の事務処理からみて異例であるとも言い難いことが認められるため、本件公文書が存在しないことを認定し、公文書不存在決定は妥当であると判断するものである。

(4) 請求項目4に関して

和泉市、堺市間の広域人事異動に関して協議を行った両市の職員の氏名についての公開請求に対して、教育委員会は公文書不存在決定を行ったものである。

異議申立人は、公文書が作成されていないとは信じ難く、不存在決定は不当であることを主張し、これに対し教育委員会は、人事異動上の個別の事情であり、文書を作成する必要を認めなかったこと、本件人事異動については泉北地区人事協議会の場で協議された結果であり、和泉市教育委員会では当該協議に関する文書を管理していないことから、文書が存在せず、不存在決定が妥当である旨主張している。

当審査会は、本件人事異動のプロセスについて教育委員会から事情聴取を行い、本件文書の存否の調査を行ったものであり、その結果、本件人事異動に関する協議は泉北地区人事協議会の場で行われたものであり、当該協議会に関する情報は大阪府教育委員会事務局教育振興センターが保管すべきであろうことが認められた。

このことから、本件情報は和泉市教育委員会が管理すべきものではないことが認められ、公文書不存在決定は妥当であると判断するものである。

(5) 請求項目 5 に関して

小学校の職員会議でクーラー取り付けの件に関して教員が反省の弁を述べた部分の職員会議録という請求に対して、教育委員会は、平成10年7月分の職員会議録の一部について、児童名を非公開とし、その他の部分を公開したものである。

異議申立人は、非公開部分の公開を求めたものではなく、公開された文書には反省の弁の記載がなく、求めた情報と異なること、及び公開された職員会議録はメモ書き程度の記載であり、記録として不適切であることを主張する。これに対し教育委員会は、職員会議録全体を異議申立人の閲覧に供した上で、必要とされた部分の写しを交付したものであり、対応に不当な点はなかったことを主張している。

当審査会は、本項目において教育委員会が職員会議録の写しの一部分のみを請求者に交付した経過について教育委員会及び情報公開請求の窓口である総務課から事情聴取を行い、教育委員会の決定内容が妥当であるか検証を行ったものである。その結果、職員会議録についての公開請求に対して部分公開の決定をし、その写しを交付したという事実から、形式的には情報公開制度上の対応としては教育委員会に不当な点はなかったものといえよう。

しかし、本項目について請求者が求めた情報は、職員会議における教員の「反省の弁」についての記載であり、職員会議録に当該記載がない以上、公文書不存在の回答をすることも考えられるものであり、教育委員会において部分公開の回答が妥当であると判断した場合においても、職員会議録に「反省の弁」の記載がないこと、及び当該事項が議題とされたのは平成10年7月の職員会議であったこと等を請求者に説明の上、写しを必要とするかどうかを確認すべきであったと考えられ、これらの説明を十分に行わず、職員会議が行われた日付等も分からない形で写しを交付した教育委員会の対応には、十分な説明責任を果たすという意味で欠ける部分があったと言わざるを得ない。

なお、教育委員会は職員会議録の記載内容について、どのような事項が記載されるべきか今後各学校を指導していくという意向であり、当審査会としても学校内における意思決定の経過に関する情報を適正に管理し、説明責任を果たすためにも望ましいと考えるものである。

(6) 請求項目 6 に関して

小学校における教員のサービスの状況について、元校長から聞き取りをした内容、及びサービス違反について弁護士に相談して調査した内容等という請求に対して、教育委員会は、文書が不存在であるとしつつ、弁護士への相談内容について職員個人が保有していた備忘メモの内容を清書したものを閲覧に供したものである。

異議申立人は、教員の処分にかかわる重要な情報であり、公文書が作成されてい

ないとは信じ難く、不存在決定は不当であることを主張し、これに対し教育委員会は、最終的に教員に対する処分が必要ではないとの結論に至ったこと、及び教員の服務違反については校長が報告書を作成することが原則であることから文書を作成しておらず、また備忘メモはその管理状況から見て公文書ではないことから、不存在決定が妥当である旨主張している。

当審査会は、本件聞き取り及び相談の状況について教育委員会から事情聴取を行い、本件に関する文書が作成されたか調査を行ったものである。

その結果、市の事務に関して顧問弁護士事務所へ相談をした場合には、その日付等を文書で顧問弁護士担当課である総務課へ連絡することとされており、本件に関して教育委員会職員が法律事務所へ相談したことについても、当該連絡文書が提出されているということであった。また、本件聞き取り及び相談については、弁護士との相談時に備忘メモをとったものの、それ以外に文書は作成しておらず、聞き取り及び相談の内容の上司への報告については口頭で行ったということであった。なお、当該備忘メモの管理状況については、職員個人が管理し、組織的な管理を行っていなかったとのことであった。

これらのことから、当審査会は、教育委員会から総務課へ提出された連絡文書、及び職員個人が保有していた備忘メモの他に、聞き取り内容をまとめた文書が作成されたという確証を得ることができず、また、本件文書を作成しないことが違法であるとはいえず、教育委員会の通常の事務処理からみて異例であるとも言い難いことから、本件についてはこれら2件の文書以外に文書が作成されなかったことを認定するものである。

次に、これら2件の文書について検証すると、教育委員会から総務課へ提出された連絡文書については、相談に行った法律事務所の名称、所在地が記載されており、請求者の請求内容のうち「法律事務所の名称と所在地」の部分については、当該文書により公開すべきであると考えられるものであり、備忘メモについては、その管理の実態から組織的に用いる文書ではなく、公文書に当たらないと認められる。

以上のことから、当審査会は、法律事務所の名称と所在地に関する情報については公文書不存在決定を取り消し、当該文書を公開することが妥当であり、その他の情報については公文書不存在決定が妥当であると判断するものである。

なお、当審査会は、本項目に関しては異議申立人が主張するとおり教員の処分に関する重要事項であり、最終的な結論として処分の必要がないと判断される場合であっても、その結論に至る意思決定の経過を明らかにする意味で、調査した事項について相応の文書が作成されるべきであったと考えるものである。

(7) 請求項目7に関して

平成10年度から平成12年度までの間の教育委員会による教員の指導、処分等に関する情報という請求に対して、平成10年度は不存在とし、平成11、12年度は教育委員会による指導の一覧を記載した文書について、教員の氏名以外の部分を公開したものである。

異議申立人は、公開を受けた一覧表では処分等の具体的な内容が公開されていないこと、教員の氏名を非公開としたこと、及び当該一覧表に記載されていない体罰事件があることから当該部分公開決定が不当であると主張しており、これに対し教育委員会は、公開した一覧表には指導の具体的な内容を記載する必要がないこと、及び教員の氏名について非公開としたことに不当な点はないことを主張している。

当審査会は、本項目について教員の氏名を非公開とした教育委員会の部分公開決定が妥当であるか審議を行ったものである。

この点について教育委員会は、教員の氏名を公開することにより、当該教員のその後の職務遂行が著しく困難となり、条例6条1項5号に該当するため、部分公開とすることが妥当であると主張するが、当該規定を職員個人の職務遂行を確保するための規定であると解することは適当ではなく、「市の機関又は国等の機関が行う事務事業」の執行に著しい支障が生ずる場合に非公開とすることができるものと解すべきであり、本件の場合には、当該教員の氏名を公開することにより、当該教員個人の職務に支障が出ることは考えられるものの、市の機関としての教育委員会が行う事務事業に著しい支障が出るとは認め難い。従って、当審査会としては、条例6条1項5号に基づく部分公開が妥当であるとする教育委員会の主張は認められない。

このことから、当審査会は、本件について条例6条1項5号に該当しないと判断したものであるが、当該情報を公開すべきかどうかについて別途審議を行ったものである。この点については、本件文書における教員名については重要な教育上の関心事であり、再発防止のためにも部分公開決定を取り消して全部公開することが妥当であるとの意見も出されたが、当審査会としては、当該情報は特定の個人が識別され、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから条例6条1項2号に該当するものであり、公務員の「氏名」であって「職」に関する情報ではないことから、公務員の職に関する情報を公開する旨の同号ただし書工の規定には該当しないものと解され、非公開とすることができるものであるとの結論に至ったものである。

なお、公務員の氏名は公開すべきであるとの社会的要請に応えるため、市では当該規定の運用上の取扱いとして、市職員については「職」だけではなく「氏名」も公開することとしているが、本件については、公務員の氏名を公開すべき社会的要請よりも公開することによる本人のプライバシーの侵害の方が問題が大きいこと、及び公務員に対する公平性の原則から、過去の処分に対する慣行も考慮すべきであり、これらの点を総合的に勘案すると氏名を非公開とすることもやむを得ないと考えるものである。

また、公開を受けた文書に処分等の具体的な内容が記載されていないという主張、及び当該文書に記載されていない体罰事件があるという主張は、文書の内容に関する主張であり、情報を公開するかどうかについて審査を行う当審査会の審査になじまないものである。

(8) 請求項目8に関して

小学校の平成11、12年度の体罰報告書という請求に対して、教員の行き過ぎた指導に関する2件の報告書について、教員の氏名等の情報、及び児童の氏名等の情報以外の部分を公開したものである。

異議申立人は、非公開とされた教員の氏名等の情報を公開すべきであること、及び公開された報告書の内容が事実と異なることから部分公開決定が不当であり、また、公開された報告書以外にも体罰事件があり、当該体罰事件についての報告書が公開されていないことについても異議を申し立てている。これに対し教育委員会は、教員の氏名等について非公開としたことに不当な点はないことを主張している。

当審査会は、本項目について教員の氏名等を非公開とした教育委員会の部分公開決定が妥当であるか審議を行ったものであり、上記5(7)と同様の理由により、条例6条1項5号に該当しないと判断した上で、これら教員の氏名等の情報について公開すべきかどうか審議したものである。

この結果、氏名等を非公開とし、担当教科名を公開している教育委員会の決定に

については、担当教科名の公開により該当者が数人に特定されることから適当ではないとの意見が出された。また一方で、重要な教育上の関心事であること、また行き過ぎた指導の再発防止のためにも部分公開決定を取り消して全部公開することが妥当であるとの意見も出されたが、当審査会としては、上記5(7)と同様の理由により、条例6条1項2号の規定により部分公開とすることが妥当であるとの結論に至ったものである。

また、公開された報告書の内容が事実と異なるという主張、及び公開された報告書以外にも体罰事件があるという主張は、文書の内容に関する主張であり、情報を公開するかどうかについて審査を行う当審査会の審査になじまないものである。

(9) その他審査会の意見

本件情報公開請求に係る異議申立てにつき、当審査会としては、以上のような判断を下すものであるが、なお、当審査会としては、条例14条2項に基づき、以下の3点につき意見を付記するものである。

ア 公文書の特定化について

条例は、1条において、「市の市民に対する説明責任を果たす」べきことを定め、さらに3条では、実施機関の責務を規定し、同条1項で「実施機関は、市政に関する市民の知る権利が適正に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない」と定め、同条3項で「実施機関は、公文書の適正な管理を図るとともに、情報の公開の手続その他この条例に基づく事務の適切かつ円滑な運営に努めなければならない」と定めている。さらに、15条では、公文書の公開請求に当たって、実施機関に対し検索に必要な資料の作成を義務付けている。こうした条例の趣旨からすると、実施機関は、公文書公開請求の際の公文書の特定に当たって、以下のような対応が求められる。

情報公開を求められた公文書の特定化に当たって、請求権者の請求内容が漠然として不明確であり、公文書の特定化が困難である場合は別として、請求内容が明確・具体的である場合には、公文書の作成者であり保管者である実施機関は、そもそも公文書の内容が請求内容にかなうものであるか否かにつきより具体的に知り得る立場にあるところから、文書の特定化はまず第一次的に実施機関に負わされた責務というべきである。すなわち、請求権者は、可能な限り請求内容を具体的に明確なものとする努力が求められる一方で、実施機関は、請求された公文書の存否につきその存在の有無をただ形式的に回答すればすむものではなく、特定が求められる関連の公文書情報を積極的に提供するなど、公文書の特定化に積極的に協力すべき義務を負うものといえる。

こうした原則に照らして、本件異議申立てをかんがみると、請求項目1では、公文書の公開決定が既になされているにもかかわらず、残余の公文書の公開請求を理由として異議申立てがなされている。この事例では、一方で、異議申立人の請求内容が多少なりとも漠然としていることはあったものの、公文書の特定化の際に実施機関がより積極的な情報提供を行っていれば、その段階で解決をみたものと考えられる。請求項目5に関しても、「反省の弁」を記載する職員会議録を求めているにもかかわらず、日付等も分からないまま写しの交付を行っている。これらを見る限りで、実施機関のこの度の対応は必要な説明責任を果たさず、不適切なものであったことは否めない。

イ 「公文書不存在」回答について

請求項目2、3、4、6につき、当審査会としては、実施機関に対する事情聴取の結果、上記のとおり不存在の認定を行うものであるが、実施機関により提出

された公文書の不存在の決定文書には、現行の事務手続によれば、機関名のみで責任者の氏名が記入されていない。不存在決定も市民に対する説明責任からすると重要な決定であり、その決定の責任の所在を明らかにするためにも、責任者の氏名を明記すべきものと思われる。

ウ 公文書作成基準の明確化・客観化の必要について

請求項目6は、小学校における処分にかかわる教員の服務状況が調査の対象となり、当審査会としては、当該調査にかかわる公文書が存在しないことを認定したのであるが、かような教員の処分にかかわる事例では、当該対象行為がまったく根拠のない告発等に基づく場合はともかく、一定の蓋然性をもって調査の対象とされるときには、その行為が結果として処分の対象にならない場合であっても、当該教員の地位や名誉の保護、処分の公平性の担保、処分の基準の客観化という要請からも処遇を明確化し、公文書を作成し保存する必要がある。さもなくば、当該教員の処遇が長期にわたって不安定なものとなり、類似の事例での処分の公平性が保たれないおそれがあるばかりでなく、処分基準の客観性が担保されないこととなる。

この点において、教育委員会の文書作成の基準には十分であるとは言い難いものがあり、公文書作成の基準をさらに明確で公平なものにする必要があるというべきである。

請求項目7の「和泉市教育委員会による指導一覧」について、異議申立人から「体罰」と「行き過ぎた指導」の区別があいまいなこと、異議申立人が体罰事例として教育委員会に調査を依頼したケースが不掲載であることから、公文書の作成基準が不明確であるとの指摘がなされているが、ここでも指導基準の明確化、すなわち、公文書作成基準の客観化が要請される。

(参考) 諮問第1号 審査会の処理経過

日 付	処 理 内 容
平成13年 2月15日	諮問書の受理
2月19日	実施機関の弁明書の受理
3月2日	審査会招集(第1回) ・審議
3月6日	異議申立人の反論書の受理
3月27日	審査会招集(第2回) ・実施機関の弁明陳述の聴取 ・異議申立人の意見陳述の聴取
4月5日	審査会招集(第3回) ・実施機関との質疑応答
4月11日	審査会招集(第4回) ・審議
4月23日	審査会招集(第5回) ・審議
5月22日	実施機関への答申

別表 審査会の判断

請求の内容	決定の内容		審査会の判断
	請求・申出の別	決定内容、対象文書名、理由等	
<p>1 P 9、21行目平成14年度から始まる新学習指導要項の実施に向けて まして～ この件に関して平成10年～ 小学校が取り組まれている教育内容 の開示</p>	平成10年度分 申出	公開 「研修計画及び月別計画、新しい教育課題の取り組みについて」	判断の必要なし。
	平成11、12年度分 請求	公開 「平成11年度 市研究学校研究計画書」 「平成12年度 市研究学校・園研究計画書」	
<p>2 P 15、23行目アルバムに関して先生方に詳しく聞き取りをされた 内容 (校長におわびをして)との発言がありますがどの先生が謝罪された のか 小学校当時の卒業アルバムにのせる写真の最終判断はどなたがさ れたのか 謝罪文を出す事になった経緯等</p>	請求	不存在 ただし、謝罪文を出す経過について職員の備忘メモの写しを閲 覧に供した	不存在を認定する。
<p>3 P 18、28行目橋野部長発言(私は何名かの保護者に直接お聞きし たのです～) その方達に教育委員会はどの様に事の経過の真意を説明されたのか どの様な意図があって保護者に聞き取りされたのか</p>	請求	不存在	不存在を認定する。
<p>4 P 23、13行目人事異動の事は堺市の強い要望により～ (P 24、10行目～発言内容)和泉市はどなたが堺市に聞きに行か れたのか、堺市が対応された職員の名前、この件に関しては事実確認の 為堺市教育委員会、泉北地区人事協議会の府教育委員会にも情報公開を 求めます。</p>	請求	不存在	不存在を認定する。
<p>5 P 29、25行目クーラー取付けの件、 (共通理解をして職員会議の場で反省の弁を述べて～)と発言されて いるので、その時の職員会議の会議録それに伴い平成10年度～平成1 2年度10月分まで 下線部(平成10年度～平成12年度10月分までの会議録)につ いては、請求者から不要である旨の申出があった</p>	申出	部分公開 「 小学校 職員会議録(平成10年7月分)」 [非公開部分] ・児童名 一般に知られたくない個人情報(条例6条1項2号に該当)	部分公開は妥当である。

<p>6 P32、1行目法律事務所で聞かれた事 宮川教育長発言（校長先生にどういう事があったのかと言う事を全部聞いて参りました。）その聞かれた内容、（それらのものが法に触れるのか教育委員会で調査致しました。）その調査内容、聞きに行かれた法律事務所の名称と所在地</p>	<p>請求</p>	<p>不存在 ただし、弁護士への相談内容について職員の備忘メモの内容を文書化したもの及び弁護士の連絡先を閲覧に供した</p>	<p>法律事務所の名称と所在地に関する情報については、不存在決定を取り消し、当該文書を公開すべきである。 その他の情報については不存在を認定する。</p>
<p>7 和泉市に於ける平成10年度～平成12年度において指導、研修あるいは処分に該当した職員の名前及びその内容</p>	<p>平成10年度分 申出</p>	<p>不存在</p>	<p>条例6条1項5号に基づく教職員の氏名の非公開を取り消し、条例6条1項2号に基づく非公開とすべきである。</p>
	<p>平成11、12年度分 請求</p>	<p>部分公開 「平成11年度 和泉市教育委員会による指導一覧」 「平成12年度 和泉市教育委員会による指導一覧」 [非公開部分] ・教職員の氏名 教職員名を公開し、特定することは、当該職員の今後の職務の円滑な遂行に支障を来すおそれがある。（条例6条1項5号に該当）</p>	
<p>8 小学校に於ける平成11年、12年度体罰の報告書</p>	<p>請求</p>	<p>部分公開 「教員の行き過ぎた指導について（平成11年4月16日分）」 「行き過ぎた指導について（報告）（平成12年6月5日付）」 [非公開部分] ・教職員の氏名、生年月日、年齢、校務分掌、身長、体重 教職員名等を公開し、特定することは、当該職員の今後の職務の円滑な遂行に支障を来すおそれがある。（条例6条1項5号に該当） ・児童の氏名、学年、所属学級、担任教諭名、身長、体重 一般に知られたくない個人情報に当たる。（条例6条1項2号に該当）</p>	<p>条例6条1項5号に基づく教職員の氏名、生年月日、年齢、校務分掌、身長、体重の非公開を取り消し、条例6条1項2号に基づく非公開とすべきである。</p>